

第43回横浜開港祭

Freee!!!(Find Real EntertainmEnt)

出演応募規約

第1条 (オーディションについて)

本規約は、横浜開港祭実行委員会（以下「主催者」といいます）が主催する「Freee!!!」のオーディション（以下「本オーディション」といいます）について定めるものです。

本規約において「応募者」とは、本規約を承認の上、主催者が指定する方法により本オーディションに応募していただいた方を指します。出演者は本オーディションの応募をもって、応募者が本規約の内容を承諾したものとみなします。20歳未満の方が、応募を行う場合は、親権者等法定代理人の同意が必要となり、応募をもって親権者等法定代理人の同意を得たものとします。

第2条 (応募資格)

本オーディションへの応募資格は以下のとおりとします。

- (1) 性別、国籍・年齢等は不問です。
- (2) 審査(動画)では主催者の応募フォームから応募していただきます。
- (3) 第43回横浜開港祭 1日目もしくは2日目（2024年6月1日(土)、2日(日)）での実演ができる方。(その際の交通費・旅費及びその他本オーディションにかかる費用は自己負担となります)

第3条 (応募者資格の取り消し)

主催者は応募者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に応募者に通知することなく、当該応募者の応募資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 主催者への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- (2) 本規約違反等により応募資格を取り消されたことがあったことが判明した場合。
- (3) 手段の如何を問わず、本オーディションの運営を妨害した場合。
- (4) 本規約または追加規定等に違反した場合。
- (5) 20歳未満であって親権者等法定代理人の同意がない場合。
- (6) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると主催者が判断した場合。
- (7) その他、主催者が応募者として不適切と判断した場合。

第4条 (通知)

主催者から応募者に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、応募者が予め主催者に届け出た電子メールアドレス宛の電子メール、または主催者が適当と認めるその他の方法により行われるものとします。

前項の通知が電子メールで行われる場合、応募者の電子メールアドレス宛に発信し、応募者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって応募者への通知が完了したものとみなします。応募者は、主催者が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。

第5条（本オーディションの利用）

本オーディションにおける審査は、主催者の判断により行うものとし、審査基準についてはお答えしかねます。また、審査状況・審査結果に関するお問い合わせについても一切応じられません。

本オーディションにおいて、主催者が同時または順次に複数のオーディションを行う場合、応募者が応募した音声・映像等（以下「応募音声等」といいます）は、他の全てのオーディションに対する応募として取り扱われるものとします。応募音声等の返却はいたしません。

第6条（権利の帰属）

本オーディションに応募された応募音声等の権利は応募者または応募者にライセンスを許諾した第三者に権利が留保されますが、主催者は、これを無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます）することができるものとします。主催者が、応募音声等を非営利・営利問わず使用した場合でも、応募者への対価等の支払いは一切ありません。また、審査の過程で収録・撮影された画像、動画等の肖像権は、主催者において、無償で本オーディションに必要な範囲（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます）で利用することができるものとします。主催者は当該画像等を本オーディションに関するテレビ、雑誌、WEB等各種メディア（以下「各種メディア」といいます）で使用する場合がありますので、予めご了承ください。応募者は、応募音声等が、第三者の知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害していないことを保証するものとします。かかる応募者による表明及び保証が真実でなかった場合、主催者は、当該応募音声等を利用した応募を拒絶することができ、審査開始後に判明した場合は直ちに当該応募音声等を審査の対象から除外することができるものとします。これにより応募者に損害が生じた場合でも、主催者は何らの責任を負いません。

第7条（個人情報の取扱い）

1. 主催者は、本オーディションを通じて取得した応募者の個人情報（氏名・住所・連絡先等その他届出内容を含む、応募者を特定する情報を以下総称して「個人情報」といいます）を適切に取り扱うものとし、次の各号の目的に限り利用します。また、この目的の達成に必要な範囲でのみ提携事業者に個人情報を開示することがあります。

(1)本オーディションの審査等本オーディションの告知・宣伝・実施に利用するため。

(2)応募された方へ主催者及び提携事業者の関連情報を提供するため。

(3)本オーディションの応募状況や応募環境などに関する調査を実施したり、業務提携をした企業等や主催者内部向けにさまざまな報告（属性の集計・分析等個人を特定できない様式に限る）を行うため。

(4)その他主催者及び提携事業者の各種サービスを提供するため。

2. 主催者は、主催者プライバシーポリシーに則り、提携事業者が個人情報を以下各号に定める目的で利用するため、個人情報を提携事業者に対し第三者提供の方法により提供することにつき、応募者がこれを異議なく同意したものとみなします。

3. 主催者及び提携事業者は相互に秘密保持契約等を締結し、安全に個人情報を管理するものとします。

第8条（禁止事項）

1. 応募者は、本オーディションへの参加にあたり次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 主催者または提携事業者の権利、財産、名誉、信用その他の権利または利益を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
- (2) 他の応募者を含む第三者の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
- (3) 公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の応募者を含む第三者に提供する行為。
- (4) 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為。
- (5) 選挙活動、またはこれに類する行為、その他政治及び宗教に関する行為。
- (6) 猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為。
- (7) コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為。
- (8) 主催者が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為。
- (9) 本オーディションの運営を妨げる行為、誹謗する行為。
- (10) その他、主催者が不適切と判断する行為。

2. 主催者は、応募者の行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には応募者資格を取り消すことができるものとします。これにより当該応募者に損害が生じた場合でも、当社は何らの責任を負いません。

第9条（中断・中止）

1. 主催者は次の各号のいずれかに該当する場合、本オーディションの全部または一部を中断、中止できるものとします。

- (1) 本オーディションのシステムの保守を定期的にはまたは緊急に行う場合。
- (2) 天災地変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれにより、本オーディションの運営が通常どおりできなくなった場合。
- (3) その他、主催者が本オーディションの運営上、中断・中止が必要と判断した場合。

2. 主催者は、前項の規定により、本オーディションの運営を中断・中止する場合、主催者が適当と判断する方法で事前に応募者にその旨を通知するものとします。但し、緊急、やむを得ない場合においてはこの限りではありません。なお、主催者は、当該中断・中止により生じた全ての損失や損害について、一切責任を負いません。

第10条（免責）

主催者は、本オーディションの応募に関して応募者が被った損害または損失などについては、主催者は一切の責任を負わないものとします。

主催者は、応募者に対して、本オーディションの内容、その他の情報について、その正確性、確実性、有用性、第三者の権利を侵害していないこと等のいかなる保証も行わないものとします。

主催者は、審査結果に関して、いかなる保証も行わないものとします。

応募者資格の取り消し、もしくは本オーディションの全部または一部を中断・中止した場合、主催者は、応募に際して提供された応募音声その他の応募資料については返却する義務を負うものではなく、主催者の裁量によりこれらの情報を削除できるものとします。

第 11 条（損害賠償）

応募者は、本規約に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって主催者または第三者に損害を与えた場合は、主催者または第三者の被った損害を賠償する責任を負うものとします。

応募者は、本オーディションの利用に関連して自らの行為により生じたあらゆる責任、損害または費用に関して（第三者からなされる請求も含むものとします）、自己の責任と費用により解決するものとし、主催者に対してなんらの損害を与えないものとします。

第 12 条（発効日）

本規約は、2024年1月1日より発効します。